

玉東町要綱第 2 3 号

玉東町児童育成支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、養育環境等に課題を抱える児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、必要な支援を行うため、玉東町児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 安心・安全な居場所の提供に関すること。
- (2) 食事の提供に関すること。
- (3) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）に関すること。
- (4) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）に関すること。
- (5) 課外活動の提供に関すること。
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携に関すること。
- (7) 保護者への情報提供及びこどもの相談支援に関すること。
- (8) 送迎支援に関すること。

(事業の実施場所)

第 3 条 本事業の実施場所は、子育て関連施設やその他町が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所とする。

(事業の対象者)

第 4 条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、町内に居住する児童のうち、小学校 1 年生から 18 歳までとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護、就学援助、ひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当を受給している、又は町民税非課税である世帯の児童及び保護者
- (2) 要保護児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童）及び保護者、又は要支援児童（同条第 5 項に規定する要支援児童をいう。）及び保護者
- (3) 養育環境に課題がある世帯の児童及び保護者
- (4) その他支援が必要であると認める児童及び保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなければならない。

- (1) 別に定める事業の定員を超過しているとき。
- (2) その他町長が事業を利用させることが適切でないと認めるとき。

(事業の委託及び運営法人)

第5条 事業の実施主体は玉東町とし、運営については法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「運営法人」という。）に委託して実施することができる。

2 運営法人は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 事業の趣旨を十分に理解していること。
- (2) 事業実施に当たり、職員配置及び職員研修等の必要な支援提供体制を整えていること。
- (3) 学校等の関係機関、地域で活動している団体又はNPO法人等と連携し、効果的な支援を提供できること。

(事業の申込み)

第6条 事業の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、玉東町児童育成支援拠点事業利用登録申請書兼同意書（様式第1号）を毎年度町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の承認)

第7条 町長は、前条の登録申請書の提出があつた場合、利用希望者の世帯状況等の確認を行い、利用の適否を決定し、玉東町児童育成支援拠点事業利用承認通知書（様式第2号）又は玉東町児童育成支援拠点事業利用不承認通知書（様式第3号）により利用希望者に通知するものとする。

(利用者に関する情報)

第8条 町長は、事業を行うのに必要な範囲で、前条の規定により事業の利用を決定した者（以下「利用者」という。）に関する情報を運営法人に提供するものとする。

2 運営法人は、町長と協議の上、事業を行うのに必要な範囲で、利用者に必要な書類の提出を求めることができる。

(利用料)

第9条 本事業の利用者負担額は原則徴収しない。やむを得ず徴収が必要な場合は、予め町に報告し、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。なお、費用を徴収する場合には、特に支援を要する家庭に事業を提供する趣旨を踏まえ、用途を明確にし、実費以外は徴収しないなど、必要最低限とする。

(開所日数)

第10条 事業の開所日数は、週3日以上とする。

(開所時間)

第 11 条 事業の開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(1) 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）は原則 8 時間以上

(2) 学校の授業の休業日以外の日（平日）は、学校の授業の終了後から原則午後 6 時以降

(利用の中止)

第 12 条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を中止することができる。

(1) 他の利用者の利用に支障を来すおそれがあるとき。

(2) その他町長が事業の利用継続が困難であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により利用の中止を決定したときは、玉東町児童育成支援拠点事業利用中止通知書（様式第 4 号）により、利用者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第 13 条 利用者は、当該年度中に転出等で事業を利用できなくなったときは、玉東町児童育成支援拠点事業利用辞退申出書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

(安全管理)

第 14 条 運営法人は、事業の実施において、事故の発生又はその再発防止に努めなければならない。

2 運営法人は、事業において事件、事故、災害等が発生した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

(調査等)

第 15 条 町長は、運営法人に対し、必要に応じて事業の実施状況の報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 町長及び運営法人は、事業により取得した個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に取り扱い、同法の規定によらず事業の目的外に利用し、又は第三者に提出してはならない。

(守秘義務)

第 17 条 運営法人は、事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業終了後も、同様とする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 月 7 月 1 日から施行する。

